

【前期第5問】

H 大学医学部付属病院に勤務する外科医 X(当時 30 歳,勤務歴 5 年)は、右病院で動脈開存症患者(当時 2 歳 4 月)の動脈管を大動脈との分岐点で切断する手術を行った。当該手術は電気メス器(その本体に手術室などの電源から電流を取り入れて本体内部に高周波電流を発生させ、これを出力端子-メス側ケーブル-メス先-患者の身体-対極板-対極板側ケーブル-対極端子という電気回路を通して流通させ、上記回路中メス先と患者の身体の接触部分の電気抵抗が大きいことによって同所に発生する高熱を利用して組織の凝固もしくは切開作用を行うもの)を使用するものであったので、電気メス器のケーブルの接続を幾度となく行ってきたベテラン看護師 Y(当時 47 歳,勤務歴 25 年)が当該手術に立ち会って X のサポートを行った。手術の結果、患者の障害は除くことができたものの、手術に用いられた電気メス器のケーブルの接続が正しく行われていなかったため、電流を通す対極板を装着した患者の右足関節直上部に重度の熱傷を生じ、右下腿切断を余儀なくされた。

H 大学病院では、看護師に対して電気メス器の接続、操作等の指導を行っており、手術に際して電気メス器の右のような所作及び確認は全て看護師に任せており、医師もこれを黙認していた。もっとも、電気メス器の誤接続により患者の身体にいかなる損害が生じるかについては電気工学的な検討を要しなければ解明は不可能であった。

X もケーブルの接続を Y に一任しており、手術前に「ケーブルちゃんと接続されてますか？」と Y に軽く声をかけてはいたが、ベテランである Y の確認を信頼して自身では特に確認を行わなかった。

なお、保健師助産師看護師法(旧保健婦助産婦看護婦法)37 条によれば、看護師は、主治の医師の指示があった場合の外、診療機械を使用してはならないことが規定されている。

X、Y の罪責を論ぜよ。

参考判例：札幌高裁昭和 51 年 3 月 18 日判決

(参照条文)

保健師助産師看護師法 37 条

保健師、助産師、看護師又は准看護師は、主治の医師又は歯科医師の指示があつた場合を除くほか、診療機械を使用し、医薬品を授与し、医薬品について指示をし、その他医師又は歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならない。ただし、臨時応急の手当をし、又は助産師がへその緒を切り、浣腸を施しその他助産師の業務に当然に付随する行為をする場合は、この限りでない。